

「GATE CALL」サービス利用規約

平成24年1月1日版

株式会社UCOM

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 「GATE CALL」サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社UCOM(以下「当社」といいます。)が当社の直加入サービス契約約款に規定するIP電話サービスを使用して提供する「GATE CALL」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されるものとします。

2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 spaaqs 光	当社が提供するインターネット接続サービス
2 UCOM光 マンション全戸一括タイプ	当社が提供するインターネット接続サービス
2 会員	当社と「spaaqs 光」もしくは「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の会員契約を締結している者
3 利用者	本サービスを利用する者
4 利用者設備	利用者が設置する通信機器であり、音声通話等に係る設備
5 契約回線	「spaaqs 光」もしくは「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」を提供するために、当社が会員に提供する電気通信回線
6 専用アダプタ	当社が定める本サービスの利用に要する設備であって、利用者設備を最大2台まで接続することができるもの

第2章 サービス

(サービスの対象)

第4条 当社は、spaaqs 光 マンションLANタイプ、spaaqs 光 ホームタイプおよびUCOM光 マンション全戸一括タイプの会員に限り本サービスを提供します。ただし、当社が、本サービスの提供が可能と判断した会員に限りです。

(提供区域)

第5条 本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

(サービスの種類)

第6条 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
網内通信	契約回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの (ア) 契約回線相互間 (イ) 契約回線と当社の直加入サービス(IP接続サービスを除きます。)に係る電気通信設備との間 (ウ) 契約回線と当社が無料相互接続に関して協定を取り交わしている他社のIP接続サービスに係る音声通信サービス利用者との間
協定事業者IP電話網通信	契約回線から発信する通信であって契約回線と当社が有料相互接続に関して協定を取り交わしている他社のIP接続サービスに係る音声通信サービス利用者との間で行なわれるもの
国内通信	契約回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、網内通信、協定事業者IP電話網通信、携帯電話着信通信およびPHS着信通信以外のもの
携帯電話着信通信	契約回線から発信し、携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
PHS着信通信	契約回線から発信し、PHS設備(電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
国際通信	契約回線から発信し、本邦と外国(インマルサットシステムに係る地球移動局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)を含みます。)との間で行われる通信
電話番号案内	交換取り扱い者への電話番号等(電話番号および電気通信事業者が提供する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)の問合せに対して案内を行う通信

(通話の発信)

第7条 本サービスを利用しようとする会員は、次に定める場合においては、本サービスで発信ができないことをあらかじめ確認するものとします。

- (1) 110、119等の緊急通報用電話に代表される3桁番号のサービス(電話番号案内を除きます。)を利用する場合
- (2) 0570、0990等の高度電話サービスを利用する場合
- (3) その他特定当社が定める通信

(電話番号の付与)

第8条 当社は、1利用者ごとに電話番号を付与します。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により付与した電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、2の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを利用者へ通知します。

(専用アダプタの販売およびレンタル)

第9条 当社は、専用アダプタを販売およびレンタルします。

- 2 利用者は、同一の契約回線において、販売に係る専用アダプタとレンタルに係る専用アダプタを同時に利用することはできません。
- 3 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、利用者において行うものとします。
- 4 当社は、レンタルに係る専用アダプタが故障等により利用できない状態が生じた場合には、当該専用アダプタを他の専用アダプタと交換します。
- 5 レンタルに係る専用アダプタの故障または廃止等に伴い、専用アダプタの復旧を要するときは、利用者へその復旧に係る費用相当額を負担していただきます。
ただし、利用者の責めによらない理由により専用アダプタの復旧を要する場合においては、この限りではありません。
- 6 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、一部の利用者設備においてその接続に係る動作を保証しません。

(専用アダプタおよび電話番号利用の数の上限)

第10条 1の利用者ごとに利用することができる専用アダプタおよび電話番号の数の上限は、下表のとおりとします。

専用アダプタの数の上限	5台
電話番号の数の上限	10個

第3章 利用手続

(申し込みの方法)

第11条 本サービスの申し込みは、本規約を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

(申し込みの承諾)

第12条 当社は、本サービスの申し込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾し、当該申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により会員へ通知します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

(利用者が行う本サービスの廃止)

第13条 利用者は、本サービスの利用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の属する月の20日までに当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

- 2 利用者は、前項の廃止をしようとするときは、第9条(専用アダプタの販売およびレンタル)に規定するレンタルに係る専用アダプタについては、前項に規定する廃止の通知と併せて専用アダプタの返還をしていただきます。
- 3 前項の場合において、利用者が専用アダプタの返還を行わないと当社が判断した場合は、利用者は、料金表に規定する料金の支払いを要します。

(当社が行う本サービスの廃止)

第14条 当社は、利用者またはこれに準ずる者(以下「利用者等」といいます。)に専用アダプタの引渡しを行えない場合において、次のいずれかに該当するときは、本サービスを廃止します。

- (1) 当社が定める期間、利用者等と連絡をとることができないとき。
 - (2) 利用者等が専用アダプタの受け取りを怠り、または拒んだとき。
 - (3) その他の理由により専用アダプタを受け取ることができないとき。
- 2 前項の場合において、利用者は、当社が専用アダプタを引渡す行為を行った日から本サービスの廃止があった日までの期間について、本サービスに係る料金およびその引渡し行為に要した料金の支払いを要します。
 - 3 当社は、前項の規定により、本サービスを廃止するときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその利用者に通知します。

第4章 付加サービス

(発信電話番号通知)

第15条 本サービスを利用して契約回線から発信する通信については、その契約回線の電話番号を着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 発信電話番号非通知の設定を行っている契約者回線から行う通信(通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。)
 - (3) その他特定当社が定める通信
- 2 前項の場合において、当社は、電話番号を着信先の電気通信設備へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更)

第16条 本サービスを利用する利用者は、発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは第12条(申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(電子媒体による通信明細の閲覧)

第17条 当社は、利用者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置(通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、通信料金

情報を閲覧に供する(以下「電子媒体による通信明細の閲覧」といいます。)取り扱いを行います。

- 2 当社は、1利用者ごとに電子媒体により通信明細を閲覧に供します。
- 3 通信料金データ蓄積装置に登録される通信料金情報は、閲覧に供する月の前3ヶ月までの通信料金(網内通信に係るものを除きます。)の額とします。
- 4 当社は、利用者からこの取り扱いを廃止する申出があった場合には、この取り扱いを廃止します。
- 5 当社は、前項の規定によりこの取り扱いを廃止した会員に対して、この取り扱いを再び行うことはありません。

第5章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には本サービス、「spaaqs 光」および「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の利用を中止することがあります。

- (1) 「UCOM光サービス約款(spaaqs 光 利用者編)」の規定に基づき、「spaaqs 光」もしくは「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の利用中止が行われたとき。
 - (2) 本サービスを利用して特定の契約回線から、多数の不完了呼(相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうする恐れがあると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービス、「spaaqs 光」および「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の利用を停止することがあります。

- (1) 「UCOM光サービス約款(spaaqs 光 利用者編)」の規定に基づき、「spaaqs 光」もしくは「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の利用停止が行われたとき。
 - (2) 第28条(利用者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により利用者に通知します。ただし、前項第2項により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

(料金)

第20条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、専用アダプタレンタル料、一時金、従量料金額およびユニバーサルサービス料とし、料金表に定めるところによります。

(料金の支払い義務)

第21条 利用者は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料、一時金、従量料金額およびユニバーサルサービス料について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

- 2 利用者がこの規約に定めるサービス以外のサービスを利用した場合は、利用者は、前項に定める料金の他、当社が別途定める料金の支払いを要する場合があります。

(基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料の計算方法)

第22条 当社は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料は、暦月に従って計算します。

- 2 当社は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料を日割しません。ただし、第26条(損害賠償)の規定に該当するときは基本利用料をその利用日数に応じて日割します。
- 3 当社は、本サービスに係る基本利用料については、電話番号の利用を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と廃止があった日の属する月が同一の月である場合は、その月)について適用します。
- 4 当社は、本サービスに係る専用アダプタレンタル料については、レンタルを開始した日の属する月の翌月の初日から起算してレンタルの廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と廃止があった日の属する月が同一の月である場合は、その月)について適用します。
- 5 当社は、本サービスに係るユニバーサルサービス料については、電話番号の利用を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の廃止があった日の属する月の前月までの期間について適用します。

(従量料金額の計算方法)

第23条 当社は、契約回線から行った通信に係る料金額を適用するにあたって、国内通信およびPHS着信通信について、下表のとおり、区分を定めます。

区分	内容
1 市内通信	同一の単位料金区域内に終始する通信
2 県内市外通信	同一の都道府県(その都道府県の区域について平成11年郵政省令第24号で定めがある場合は、その定めによります。)の区域内に終始する国内通信のうち1以外のもの
3 県間市外通信	1および2以外の国内通信
4 一般市外通信	1以外のPHS着信通信
備考	
1 当社は、当社が別に定めるところにより、単位料金区域(県内市外通信、県間市外通信および一般市外通信の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通信地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。)を定めます。	
2 当社は、単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。	
3 県内市外通信および県間市外通信は、国内通信のみ適用します。	
4 一般市外通信は、PHS着信通信のみ適用します。	

- 2 当社は、PHS着信通信に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり時間帯を定めます。
- (1) 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、(2)の区分による時間帯は除くものとします。

区分	時間帯
昼間	午前8時から午後7時までの間
夜間	午後7時から午後11時までの間
深夜・早朝	午前0時から午前8時までおよび午後11時から午後12時までの間

(2) 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区分	時間帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日および祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日ならびに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間

3 通信地域間距離の測定は次のとおりとします。

- (1) 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号および横軸の番号を付します。
- (2) 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、契約回線の終端が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とし、当社はその方形区画の番号(以下「方形区画番号」といいます。)を閲覧に供します。
- (3) 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{通信地域間距離} = \sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$$

4 通信時間の測定等は、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、契約回線とその他の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- (2) 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、(1)の通信時間には含みません。

5 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。

- (1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づき(1)に準じて算出した額

(端数処理)

第24条 当社は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を

切り捨てます。ただし、料金表第5(従量料金額)に定める料金については暦月ごとおよび通信の区分ごとに定める額、ユニバーサルサービス料については暦月ごとに定める額を計算し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合に限りです。

(消費税相当額の加算)

第25条 本規約の規定により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、消費税を加算した額とし、料金表に定める額とします。ただし、料金表第5に規定する従量料金額のうち、国際通信に係るものについては、この限りではありません。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第26条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金減額請求に応じます。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の料金額の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として会員の料金減額請求に応じます。

(1) 基本利用料

(2) 料金表第5に規定する従量料金額(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの平均の利用料金(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用料金とします。)により算出します。)

3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

5 前4項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、料金表および当社が別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 前5項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に利用者からの請求があった場合に限り行います。

(免責)

第27条 当社は、本サービスに係る通信および通話品質の保証はしません。

2 当社は、本規約の変更により利用者設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第8章 雑 則

(利用者の義務)

第28条 利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの利用にあたって、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信(料金表に規定する国際通信をいいます。))を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる下表の方式のものを利用し、または他人に利用させないこと。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

- (2) 本サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

2 レンタルに係る専用アダプタを利用する利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 専用アダプタを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (2) 専用アダプタを変更し、分解または損壊しないこと。
- (3) 専用アダプタを本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (4) 専用アダプタを転貸、譲渡、質入れ等しないこと。

(利用の制限)

第29条 国際通信の取り扱いについては、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(合意管轄)

第30条 当社は、利用者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第31条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

料金表

第1 基本利用料

単位	料金額
1電話番号ごとに月額	315円

第2 専用アダプタレンタル料

単位	料金額
1専用アダプタごとに月額	210円

第3 一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1専用アダプタごとに	15,750円
契約事務に係るもの	1契約回線ごとに	3,150円
電話番号追加に係るもの	1電話番号ごとに	3,150円
専用アダプタの返還を行わない場合	1専用アダプタごとに	21,000円

備考

- 1 提供開始に係る一時金には、専用アダプタ1台分の販売価格が含まれます。
- 2 契約事務に係る一時金は、本サービスの提供開始の契約事務について適用します。
- 3 電話番号追加に係る一時金は、電話番号の数が2以上の部分について適用します。
- 4 専用アダプタの返還を行わない場合の一時金は、第13条第3項の規定に該当する場合に適用します。

第4 一時金の割引

ア 当社は、「spaaqs 光」もしくは「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の申し込みと同時に本サービスの申し込みがあった場合には、下表に定める一時金について無料にする取り扱い(以下「IP電話パック」といいます。)を行います。

料金種別	単位	無料にする料金額
一時金	契約事務に係るもの	1電話番号ごとに 3,150円

イ 当社は、1の会員契約につき1の専用アダプタおよび1の電話番号に限り、IP電話パックの取り扱いを行います。

ウ IP電話パックの適用を受けている利用者は、レンタルに係る専用アダプタを利用することとし、販売に係る専用アダプタを利用することはできません。

第5 従量料金額

1 網内通信に係るもの

無料

2 国内通信に係るもの

区分		料金額(次の秒数までごとに4.2円)	
市内通信			120秒
県内市外通信	通信地域間距離	20kmまで	90秒
		30kmまで	60秒
		60kmまで	60秒
		100kmまで	45秒
		100kmを超えるもの	45秒
県間市外通信	通信地域間距離	20kmまで	90秒
		30kmまで	60秒
		60kmまで	45秒
		100kmまで	30秒
		100kmを超えるもの	23秒

3 携帯電話着信通信に係るもの

区分	料金額
携帯電話着信通信	1分までごとに21円

4 PHS着信通信に係るもの

区分		料金額(次の秒数までごとに10.5円)				
		昼間 土曜日・日 曜日・祝日	夜間	深夜・早朝		
市内通信		60秒	60秒	60秒	90秒	
一般市外通信	通信地域間距離	20kmまで	60秒	60秒	60秒	90秒
		30kmまで	45秒	45秒	45秒	60秒
		60kmまで	36秒	36秒	36秒	45秒
		100kmまで	18秒	26秒	26秒	36秒
		160kmまで	15秒	20秒	20秒	26秒
		160kmを超えるもの	15秒	17秒	17秒	20秒
上記通信料金の他に1の通信ごとに		10.5円				

5 国際通信に係るもの

当社電子媒体において閲覧に供します。

6 電話番号案内に係るもの

1電話番号等案内ごとに115.5円

7 協定事業者IP電話網通信に係わるもの

区分	料金額
協定事業者IP電話網通信	3分までごとに8.4円

第6 ユニバーサルサービス料

単位	料金額
1電話番号ごとに月額	5.25円
備考	
<p>1 ユニバーサルサービス料とは、事業法第7条に規定されている基礎的電気通信役務(以下、「ユニバーサルサービス」といいます。)の提供を確保するために利用者が負担する料金をいいます。</p> <p>2 ユニバーサルサービス料は、社団法人電気通信事業者協会(以下、「協会」といいます。)が算定し、総務省に認可された額に基づきます。</p> <p>3 利用者が負担するユニバーサルサービス料は、協会を通じてユニバーサルサービス提供事業者として指定されている東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社に支払われます。</p>	

※この料金表に規定する料金額は、全て消費税を加算した額とします。

※第21項第2項の規定に基づき、利用者は、この料金表に規定する料金以外の料金の支払いを要する場合があります。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年2月1日から有効となります。

(契約に関する経過措置)

2 平成15年5月31日までに加入契約の申し込みと同時に廃止前のパーソナルサービス契約約款に規定するIP電話サービスの申し込みをした者は、この料金表の規定にかかわらず、次の料金額について無料にする取り扱いを行います。

料金種別	単位	無料にする料金額
専用アダプタレンタル料	1専用アダプタ ごとに月額	210円

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から有効となります。

(コーポレートロゴ変更)

2 平成22年9月1日よりコーポレートロゴを変更しました。

(ブランド名称変更)

3 平成22年9月1日よりGyaO光(UCOM)インターネット接続サービスのブランド名称を、「GyaO光(UCOM)」からUCOMグループのオリジナルブランド名称へ変更しました。

- 4 ブランド名称変更に伴い第3条(用語の定義)を変更しました。
- 5 ブランド名称変更に伴い本規約中のサービス名称を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から有効となります。
(事業一部譲受について)
- 2 平成23年9月1日より株式会社U'sISPサービスから株式会社UCOMへ、個人向けISP(インターネットサービスプロバイダー)事業、個人向けインターネット接続サービス事業およびこれらに関連する個人向けサービスに付帯する IP電話等のオプションサービス事業が譲受けられました。それに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。